

改正

平成22年3月26日告示第42号  
平成23年3月24日告示第56号  
平成26年6月10日告示第242号  
平成29年3月9日告示第101号  
令和2年2月4日告示第29号

安曇野市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新エネルギーの活用による自然環境の保全のため、住宅用太陽光発電システムを設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、安曇野市補助金等交付規則(平成17年安曇野市規則第41号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象システム)

第2条 補助金を交付する太陽光発電システム(以下「対象システム」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆潮流有りで連系し、かつ、太陽電池の最大出力値(対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力値の合計値(キロワット表示とし、小数点以下第3位を四捨五入する。))とする。以下同じ。)が10キロワット未満の対象システムであるもの
- (2) 未使用のもの
- (3) 電力会社と電灯契約及び余剰電力の販売契約を締結できるもの

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、市税等の滞納のない者で自らが居住するための市内の住宅(住宅に事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。)に対象システムを設置しようとする者で、補助金の交付の申請をした年度内の指定する日までに対象システムの設置及び前条第3号の契約の締結を完了することができるものとする。ただし、当該住宅が自己の所有に属さない場合は、当該住宅の所有者の承諾書を提出できる者又は対象システムを設置する市内の住宅で販売を目的とした住宅を購入しようとする者とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1キロワット当たり2万円に、対象システムを構成する太陽電池の最大出力値(最大出力値が5キロワットを超えるシステムにあつては5キロワットを限度とする。)を乗じて得た額とする。ただし、当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

2 補助金の交付は、1世帯当たり1回とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、住宅用太陽光発電システム設置補助金交付申請書(様式第1号)に、次の書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 対象システムの設置に要する費用の内訳が記載された見積書
- (2) 設置予定箇所の位置図
- (3) 設置予定箇所を確認できる写真
- (4) 納税状況等確認同意書
- (5) 当該住宅の所有者の承諾書(当該住宅が交付申請者の所有でない場合に限る。)

(変更等の承認申請)

第6条 前条の規定により補助金交付決定を受けた者が、交付決定の通知を受けた後において補助金交付申請の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、住宅用太陽光発電システム設置変更・中止・廃止承認申請書(様式第2号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第7条 補助金交付対象者は、対象システムの設置等が完了した日から30日以内又は交付決定の日  
に属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、住宅用太陽光発電システム設置補助金実績報  
告書(様式第3号)に次の書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 対象システムの設置に要した費用に係る領収書の写し及び内訳書
- (2) 対象システムの設置状況を示す写真(太陽電池モジュールの写真は枚数の確認できるもの  
に限る。)及び図面
- (3) 電力会社との電力受給契約書(系統連系及び受給開始日を確認できるものに限る。)の写  
し
- (4) しゅん工検査の試験記録書の写し
- (5) 補助金交付対象者の住民票  
(協力等)

第8条 市長は、対象システムを設置した者に対し、必要に応じて売電量及び買電量のデータの提  
供その他の協力を求めることができる。

- 2 対象システム設置者は、補助制度の目的を理解し、施設の適正な維持管理に努めるものとする。  
(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成17年10月1日から施行する。  
(適用)
- 2 この告示は、平成18年度の補助金から適用し、平成17年度の補助金については、豊科町住宅用  
太陽光発電システム設置補助金交付要綱(平成15年豊科町告示第56号)、穂高町住宅用太陽光発  
電システム設置費補助金交付要綱(平成13年穂高町告示第5号)、三郷村住宅用太陽光発電シス  
テム設置費補助金交付要綱(平成16年三郷村告示第79号)又は堀金村住宅用太陽光発電シス  
テム設置補助金交付要綱(平成17年堀金村告示第6号)(以下これらを「合併前の告示」という。  
の例による。  
(経過措置)
- 3 合併前の告示の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定  
によりなされたものとみなす。

附 則(平成22年3月26日告示第42号)

この告示は、平成22年度の補助金から適用する。

附 則(平成23年3月24日告示第56号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年6月10日告示第242号)

この告示は、平成26年7月1日から施行する。

附 則(平成29年3月9日告示第101号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和2年2月4日告示第29号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この告示による安曇野市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱の規定は、この告示の  
施行の日以後の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。